

学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人和歌山信愛女学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人の事務所は、和歌山市屋形町二丁目23番地に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基き、誠実敬虔にして社会の福祉に貢献する、有能な人物を養成するために、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1. 和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科
2. 和歌山信愛女子短期大学 生活文化学科
保 育 科
3. 和歌山信愛高等学校 全日制課程 普通科
通信制課程 普通科
4. 和歌山信愛中学校
5. 和歌山信愛幼稚園

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 7人以上9人以内
2. 監事 2人

理事の内1人は、理事の互選により、理事長となる。

理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

1. 和歌山信愛大学学長、和歌山信愛女子短期大学学長及び和歌山信愛高等学校校長
2. 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者1人以上2人以内
3. 設立者又は設立者に縁故のある者のうちから、理事会において選任された者1人
4. 前各号のほか、この法人に関係のある学識経験者のうちから理事会において選任された者2人以上3人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項第1号に規定する理事が、その職務を兼務する場合は、第5条第1項第1号に規定する理事数から兼務数を減じた数をもって定数とする。

(監事の選任)

第 7 条 監事はこの法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で、カトリック信者又はカトリックに理解のある者であつて、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第 8 条 役員(第6条第1項第1号に掲げる者を除く)の任期は3年とする。但し欠員の生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第 9 条 役員のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第 10 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員の議決により、これを解任することができる。

1. 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。
3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

1. 任期の満了
2. 辞任
3. 死亡
4. 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長はこの法人を代表し、業務一切を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

1. この法人の業務を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
4. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
5. 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
6. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
7. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見をのべること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の規定がある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項その他、この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければなら
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15人以上20人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項の規定は、評議員会の議事録作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第20条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

1. 予算及び事業計画
2. 事業に関する中期的な計画
3. 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
4. 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
5. 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
6. 寄附行為及び施行細則の変更
7. 合併
8. 目的たる事業の成功の不能による解散
9. 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産帰属者の選定
10. 寄附金品の募集に関する事項
11. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は、役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は、役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

1. 和歌山信愛大学学長、和歌山信愛女子短期大学学長及び和歌山信愛高等学校校長
2. この法人の職員のうちから、理事会において選任された者5人以上6人以内
3. この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任された者1人以上3人以内
4. この法人の設置する学校に在学する者の保護者及びこの法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任された者6人以上8人以内

2 前項第1号に規定する評議員が、その職務を兼務する場合は、第18条第2項に規定する評議員数から兼務数を減じた数をもって定数とする。

(任期)

第23条 評議員(前条第1項第1号に規定する評議員を除く)の任期は3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 前条第1号第2号及び第4号前項に規定する評議員は、学長、校長、職員若しくは保護者の職又は地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、

これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 2. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
1. 任期の満了
 2. 辞任
 3. 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資 産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は、これらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由のあるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得てその1部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金もしくは定期貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産(不動産積立金を除く)をもって支弁する。

(会 計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行ふ。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求め

なければならない。

(財産目録等の備え付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1. 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
2. 監査報告を作成したとき 当該監査報告書の内容
3. 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
4. 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1. 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
2. この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
3. 合併
4. 破産
5. 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合(合併又は破産による解散を除く)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上が適当と認めるショファイユの幼きイエズス修道会の設立した他の学校法人に帰属する。

(合 併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

1. 役員及び評議員の履歴書
2. 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
3. その他必要な書類及び帳簿

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は和歌山信愛大学の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項は理事会が定める。

- 附則 この寄附行為は昭和26年2月28日から適用する。
- 附則 この寄附行為の改正は昭和29年9月22日から適用する。
- 附則 この寄附行為の改正は昭和30年2月24日から適用する。
- 附則 この寄附行為の改正は昭和49年3月29日から適用する。
- 附則 この寄附行為の改正は平成 2 年2月26日(文部大臣の認可の日)から適用する。
- 附則 平成2年3月23日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年4月1日から適用する。
- 附則 この寄附行為は文部大臣の認可の日(平成3年5月31日)から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部大臣の認可の日(平成5年12月21日)から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部大臣の認可の日(平成10年2月20日)から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部科学大臣の届の日(平成15年5月28日)から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成17年3月22日)から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成23年4月28日)から施行する。
- 附則 この寄附行為(文部科学大臣平成24年7月13日認可)は平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成30年8月31日)から施行する。
- 附則 この寄附行為(文部科学大臣令和2年3月18日認可)は令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この寄附行為は令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(令和4年2月28日)から施行する。
- 附則 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(令和4年9月9日)から施行する。